

くめられるようになりまし。このよ
うに、学校への入学や転学に「柔軟」
に対応できるようになっていますの
で、小・中学校で不応の状態が続
けば特別支援学校への転学も選択肢
の一つと考えることができます。

このような仕組みの変化は、わが
国が国連の「障害者の権利に関する
条約」を批准して、発効させたこと
に関連します。教育においては、「一
般的な教育制度から排除されない」
とともに「個別化された支援措置が
とられること」という内容が含まれ
ています。この趣旨から、本人や保
護者から希望があった場合には、地
域の小・中学校で学ぶことが選択肢
として提供されなければなりません。
ただし、例えば、全ての小・中学
校にエレベーターが設置されている
という状況ではありませんので、車
椅子で移動しなければならぬ子
どもの場合は、地域の施設など教育
環境の整備状況も考慮されます。

文科科学省が進めている「イン
クルーシブ教育システム構築」では、
「同じ場で共に学ぶ」ことが謳われ
ています。特別支援学校と小・中学
校との「交流及び共同学習」は、障害
のある子どもとそうでない子ども
が、共に活動することで理解し合う
ことを目指しています。さらに、こ

の理念が進化していくと、

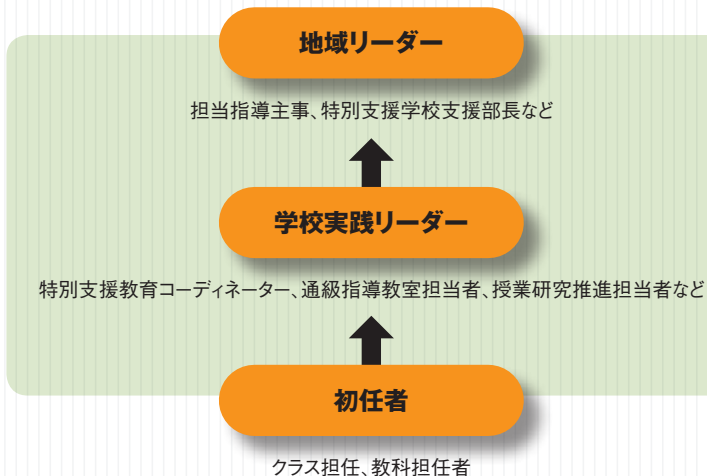
通常の学級という「同じ
場」へ障害のある子ども
もインクルーシブ(包容)
されていくことになりま
す。諸外国でのクラスの
様子を見ると、同じ授業
場面でも子どもたちの学び方
に応じてパソコンやタブ
レット端末で個別的に学
習していることがありま
す。また、一斉授業で同
じ知識を学ぶというより、
捉え方や考え方について、
それぞれの子どもの得意
を生かした役割が与えら
れているようです。

これから、わが国におけるインク
ルーシブ教育の姿を具現化する中
で、これまでの学校教育の在り方も
大きく問い直されることになるで
しょう。

兵庫教育大学の 取り組み

本学のプロジェクトで、特別支援
教育モデル研究開発室(モデル研)が
設置されています。モデル研は、特別
支援教育を推進する学校のミドル
リーダー(コーディネーター、通級指
導教室担当者、授業研究推進担当者

【図】特別支援教育を推進するリーダーの育成



など)や地域のトップリーダー(指導
主事など)の人材像や育成プログラ
ムに関する研究開発を行っています
【図】。地域特性を踏まえて特別支
援教育の構想をデザインして、それ
を動かす人材が必要とされています。

また、平成28(2016)年度か
ら大学院の特別支援教育コディ
ネーターコースは「発達障害支援実
践コース」へ衣替えして、総合的に学
校での発達障害支援を担うミドル
リーダー的人材の育成を図ってい
ます。障害科学コースも、インクル
ーシブ教育の充実へ向けた取り組みを
行っています。

合理的配慮と合理的でない配慮



特別支援教育コーディネーターコース教授
樋口 一宗
ひぐち かずむね
専門分野/発達障害児教育学

「合理的配慮」とは、「(前略)学
校の設置者及び学校が必要
かつ適当な変更・調整を行うこと
であり、障害のある子どもに対し、
その状況に応じて、教育を受ける
場合に個別に必要とされるもの」
、「学校の設置者及び学校に対して、
体制面、財政面において、均衡を失
した又は過度の負担を課さないも
の」です*。

この定義の前半部分は
「配慮」について、後半部分
は「合理的であると判断さ
れる条件」について述べられ

ています。
教室で、障害のある子どもにと
って個別に必要とされる配慮(変更や
調整)としては、例えば、読み書き等
に困難がある場合に授業や試験で
のタブレット型端末等の使用を許可
することなどが考えられます。

これら想定される配慮のうち、そ
れを行う主体である学校や設置教
育委員会などに対して「均衡を失
した又は過度の負担を課さない」範
囲でできるものが「合理的配慮」で
す。合理的であるか否かを判断する
のは、提供する側である学校や設置
者です。具体的場面や状況に応じ
て総合的・客観的に判断します。

ある子どもだけに対して配慮(変
更や調整)を行うことは学級内に
波紋をもたらすかもしれません。し
かし、同様の困難のある子どもたち
全てに対して配慮をしたらどうで
しょうか。「できる範囲で対応を工
夫すること」「そう考えれば、それほ
ど「特別なこと」には感じられないは
ずです。

想定できる配慮

均衡を失した又は過度
の負担が掛かるもの

非合理的な配慮
※樋口による名称

均衡を失した又は過度
の負担を掛けないもの

合理的配慮

不提供の禁止
(法的義務)

過重な負担に当たると判断
した場合は、その理由を説
明するものとし、理解を得る
よう努めることが望ましい。

*中央教育審議会「共生社会の形成に
向けたインクルーシブ教育システム構築
のための特別支援教育の推進(報告)」

はじめに

平成19(2007)年に障害児教育が「特別支援教育」に変わりました。この時の一番の変化は、通常の学級で学んでいるいわゆる発達障害のある子どもが支援の対象になったことです。そして今、「インクルーシブ教育」の波が少しずつ学校現場にやってくるようです。

特別支援教育では、子どもの教育ニーズを踏まえた指導や支援を大切にしてきました。そして、これからは通常の学級でも子どもそれぞれの子を尊重した教育の土台になっていきます。すでに、「特別」を外して支援学校や支援学級という名称に変えている地域もあります。「特別でない」特別支援教育が広がっていくことが、インクルーシブ教育の時代に大切になります。

発達障害のある子どもへの支援

発達障害のある子どもは、本来、学ぶポテンシャルを持ってはいるのですが、通常の学級での学びにくさを抱えています。注意力が続かなく、ため、先生の話を注意して聞くことができません。話し言葉の理解が特に苦手な子どももいます。授業中、

しゃべり続ける、離席することもあります。静かな時に大声で先生に質問することもありません。板書を写すのも苦手、連絡帳もきちんと書けないかもしれません。このような彼らにとつて、通常の学級に在籍しながら個別指導を受けることができる通級指導教室で、あるいは特別支援学級の弾力的運用でニーズに配慮した指導を受ける機会ができたことは、画期的なことでした。

これからの時代の教育には、みんな同じように一律という方針から、それぞれの子どもへの学び方を尊重して、苦しさへの配慮と得意の活用を図ることが求められます。ルールを身に付けてもらうことは大切ですが、ここに苦しさを持っている子どももいます。例えば、落ち着きがなく、動き回ることが多い子どもは、授業中に離席しがちで、注意されることがしばしばです。ここでは、子どもへの見方とクラスでのルールを捉え直してみるの、いかがでしょうか。彼らが元来、動きたいのであれば、授業中に資料の配付や必要なものを取ってくることを頼むというの

はどうでしょうか。彼らは、実は、運動できた方が覚醒度は上がり、注意力も良くなります。

最近、関心が高まっているのが、通

常の学級における授業づくりや学級経営に特別支援教育の視点や工夫を取り入れていくことです。昔から「教師は授業で勝負」という言葉があるように、わが国では授業研究が盛んに行われてきました。この伝統を生かして、発達障害のある子どもに主体的・能動的に学ぶという意欲を持たせる授業づくりが大切です。アクティブラーニングです。要支援の子どもが半分近くいるクラスで、普段の授業の時には手遊びをする、おしゃべりが絶えない状態だったのが、「生き物ふしぎクイズ」を作って友だちに出してみようという授業の時は、全ての子どもが熱心にクイズ作りに取り組み姿勢がありました。今、「分かる」から学びを「楽しめる」授業づくりが求められています。

インクルーシブ教育へ向けて

平成25(2013)年度から「就学基準に該当する障害のある子どもは原則特別支援学校に就学する」という仕組みが改められたことで、本人の教育ニーズや学校の施設整備状況などを総合して、入学先を判断することになりました。また、小・中学校に在籍していても、その途中で特別支援学校に転学することも認め



特別支援教育コーディネーターコース教授
特別支援教育モデル研究開発室室長
うのひろゆき
宇野宏幸
専門分野/発達の認知神経心理学



↑特別支援教育モデル研究開発室での地域トップリーダーに関する検討

教育最前線

発達障害支援&インクルーシブ教育

特別支援教育が動いています。発達障害のある子どもへの支援・配慮が、通級指導教室の拡充、通常の学級での授業工夫などによって進展しています。さらに、インクルーシブ教育へ向けての体制整備も始まりました。学びの多様性を尊重した、全ての子どものためのクラスづくりが、今、求められています。

世界のインクルーシブ教育

みんなが手話で話す教室

↓小学校のバイリンガルクラス。教室には常に手話と音声語(イタリア語)があります



イタリアの事例



障害科学コース教授
とりこえたか
鳥越隆士
専門分野/障害児心理学

初 めてその小学校の教室に入った時、あちらこちらでみんな手話を話していて、誰が聴覚障害児で、誰が健聴児が分かりませんでした。担任の先生が「今日は日本からお客さまが…」と話し始めると、さっと横に手話通訳がつかれます。教室に聾者の先生も手話の指導にやってきました。そのときは、聴覚障害児も健聴児もみんな手話で、声は使いません。イタリアではインクルーシブ教育

が先進的に進められ、1970年代に全ての障害児学校が閉鎖され、障害のある子どもたちは健常の子どもたちと通常の学校で一緒に学ぶようになりました。ただそれでは、聾学校にいて手話を使っていた聴覚障害児たちは、孤立してしまいます。そこでこのバイリンガルプログラム(イタリア語とイタリア手話)が始まりました。全ての授業に手話通訳が付き、聴覚障害児も健聴児も手話を学びます。手話を使うクラスは地域の幼稚園から中学校までの全ての学年にあり、聴覚障害児たちは(健聴児も)この間一貫して手話を学び、使うことができます。このプログラムがコサト市(ピエツラ県)という小さな街でスタートしてもう20年になります。この評判を聞き、遠方からも多くの聴覚障害児が来て学んでいます。

手話は聾者の社会が生み、育ててきた言語です。昨年わが国で批准された国連「障害者の権利条約」にも、手話が言語で、聴覚障害児の教育にとって大切な言葉であることが明記されています。「手話」と「インクルージョン」を共に大切に考える教育の試みが広がっています。

中学校社会科の授業における取り組み

生徒の多様性を保障するための配慮

1	座席の配慮
2	配付資料の難易度の調整
3	課題の調整

1 座席の配慮
内容は、北京オリンピックを題材にしたエッセイをグループで読み解くというものです。授業には多様性を保障するための配慮がありました。

第1は、座席の配慮です。多くの生徒が5〜6人1グループでテーブルを囲んでいましたが、数人は1人で座っていました。社会科教師には1人で座っていました。と、「学習することが目的なので、グループで学んでも1人で学んでも構わない」とのことでした。特別支援学校の生徒とTAが座るグループには、通常学級で支援が必要な生徒も座り、TAの支援を受けていました。第2は、配付資料の難易度の調整です。同じ内容で、写真の枚数、文字数、文字の大きさが異なるプリントが2種類用意されていました。易しいものは、特別支援学校の生徒だけではなく、通常学級の生徒も使用していました。第3は、課題の調整です。取り組む課題は、YESかNOで答える課題から、「なぜ」まで深めて答える課題まで用意されており、生徒が選択しているようでした。

そこで挙げた座席の配慮、配付資料の難易度の調整、課題の調整といった工夫は、特別支援学校の生徒だけでなく、通常学級の生徒も対象としたものであることが重要なポイントといえそうです。それを下支えするのは、ロンドンで何度も耳にした「カリキュラムへのアクセス」つまり、どの子どもも学習内容を享受できるようにすることを目指す、という考え方であると思いました。

イギリスの事例



特別支援教育コーディネーターコース准教授
いしばし ゆきこ
石橋由紀子
専門分野/特別支援教育学

昨 年訪問したロンドン郊外の中学校には、日本で例えるなら特別支援学校が敷地内に併置されていました。特別支援学校の生徒は、週に一度は中学校の授業を受けることになっています。見学した3年生の授業では、特別支援学校の生徒2人も含め、35人ほどの生徒が学んでいました。教師は、社会科教師1人と特別支援学校のTA(ティーチングアシスタント)1人で

は1人で座っていました。社会科教師には1人で座っていました。と、「学習することが目的なので、グループで学んでも1人で学んでも構わない」とのことでした。特別支援学校の生徒とTAが座るグループには、通常学級で支援が必要な生徒も座り、TAの支援を受けていました。第2は、配付資料の難易度の調整です。同じ内容で、写真の枚数、文字数、文字の大きさが異なるプリントが2種類用意されていました。易しいものは、特別支援学校の生徒だけではなく、通常学級の生徒も使用していました。第3は、課題の調整です。取り組む課題は、YESかNOで答える課題から、「なぜ」まで深めて答える課題まで用意されており、生徒が選択しているようでした。

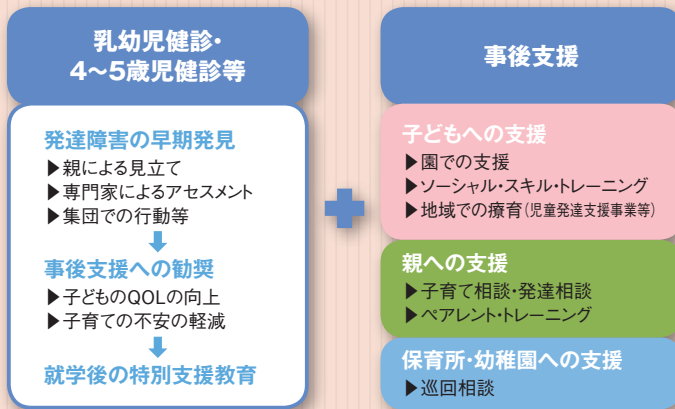
インクルーシブ教育は通常学級の改革であるといわれます。では、インクルーシブ教育の先進国では、どのような授業が展開されているのでしょうか。イタリアとイギリスの授業の様子を紹介します。

◀特別支援教育モデル研究開発室のイベントについてはP12参照

発達障害支援のトピックス

早期発見・早期支援

【図】発達障害の早期発見・早期支援の概念図



障害科学コース教授
たかのみゆき
高野美由紀
専門分野／障害児病理・発達医学

何らかの障害があると疑われる場合には、早期発見してタイムリーに適切な環境や支援を提供すること、それにより子どもの発達を促し、二次障害を予防していくことが求められます。発達障害についても、学校等での不適応を予

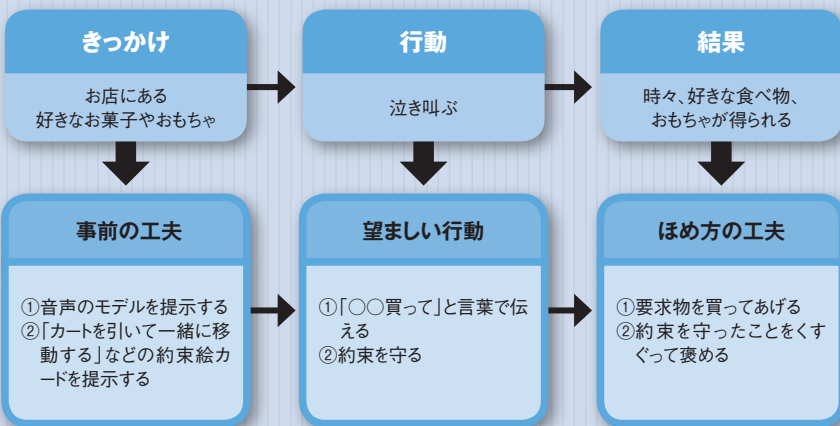
防するため、多くの地域において母子保健法で定められた乳幼児健診という優れた健診制度を軸とした早期発見と、その後フォローしていく事後支援の仕組みをつくってまいりました。

子育てをしていく中で親が見立てる子どもの発達、保健師、医師、心理士等による子どものアセスメントを基に判定し、子育て相談・発達相談、地域での療育や医療機関の受診などの事後支援につないでいきます。その際、親の子育てへの不安に添い、親子の一步をそと後押しするような細やかな心配りが、事後支援を利用する決め手になることもあります。

発達障害を意識した場合、保育所・幼稚園などの就学前の集団場面での子ども行動やコミュニケーションの様子から、初めて支援の必要性が明らかになることもあります。地域によっては、4～5歳児の健診・発達相談を採用している所や、園への巡回相談の充実を図っている所などがあります。いずれも、集団での子どもの様子を含めて支援の必要性を判断し、就学後の特別支援教育に支援のパターンをつないでいくことが求められています【図】。

保護者と「共に」支える

【気になる問題】お店で何かを買わないと気がすまない



インクルーシブ教育システム構築のために必要な特別支援教育は、学校



特別支援教育コーディネーターコース准教授
おかむらじょうじ
岡村章司
専門分野／発達障害臨床心理学 応用行動分析学

と家庭との連携を前提としています。発達障害の特徴は環境や発達段階により大きく変化し、個人差や状態の幅も大きいので、保護者は障害の特性を理解し難くストレスを高めることがあります。そのため、保護者にとって、心の揺れに寄り添い、子どもの成長プロセスと一緒に向き合います。具体的な問題について保護者と相談していくことも大切な子育て支援となります。例えば、買い物に行くたびに好きなものを買わないと子どもが泣き叫ぶといった問題。最初に、泣き叫ぶのではなく言葉で「○○買って」と言う、カートを引くといった約束の行動を取るなどの目標を設定します。次に、言葉で伝えられるよう手掛かりとなる音声のモデルを提示する、約束を守ることができたらくすくす褒めるといった、子どもへの適切な関わり方を具体化します。このように、子どもの望ましい行動を促すために、保護者が関わり方を工夫したり、環境を整えたりしていきます。主体的で楽しい子育てを実現するために、支援者は保護者が無理なく行える方法を共に考え、子どもの良さや強みを共に確認していくのです。

発達障害のある子どもに対する支援の体制や関係者が留意するべきことなどを紹介します。

教育最前線